

平成 31 年度税制改正における中小企業者の改正の解説

～株式会社を前提として～

1 はじめに

平成 30 年 12 月 21 日に、政府にて「平成 31 年度税制改正の大綱」(以下、「大綱」という。)が閣議決定された。

この大綱では、「大法人の 100%子法人」及び「100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人」を大規模法人に加えることとしているため¹、中小企業向けの租税特別措置²の適用対象法人である中小企業者の範囲が狭まることが確実となっている。

したがって、平成 31 年度税制改正後においては、大法人に発行済株式の総数の全部を保有されている資本金の額が 1 億円以下の法人も大規模法人に該当することになるため、その法人に発行済株式の総数の一定数以上を保有されている法人は、中小企業者に該当しないことになり、中小企業向けの租税特別措置の適用はできないことになる。

本稿では、株式会社を前提として、「現行法の場合における中小企業者」と「改正後の場合における中小企業者」をそれぞれ図表を交えて解説することとする。

2 現行法の場合における中小企業者

中小企業者³とは、資本金の額が 1 億円以下の法人のうち、次に掲げる法人以外の法人をいうこととされている(措法 42 の 4⑧六、措令 27 の 4⑫)。

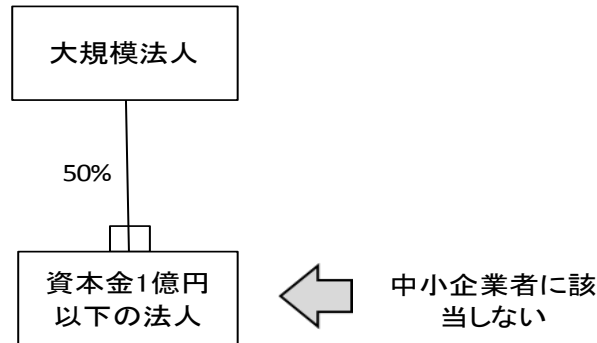
- ① その発行済株式の総数の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人(資本金の額が 1 億円を超える法人をいう。以下、2 において同じ。)の所有に属している法人
- ② ①に掲げるもののほか、その発行済株式の総数の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

¹ 財務省「平成 31 年度税制改正の大綱」49 頁(平成 30 年 12 月 21 日)。

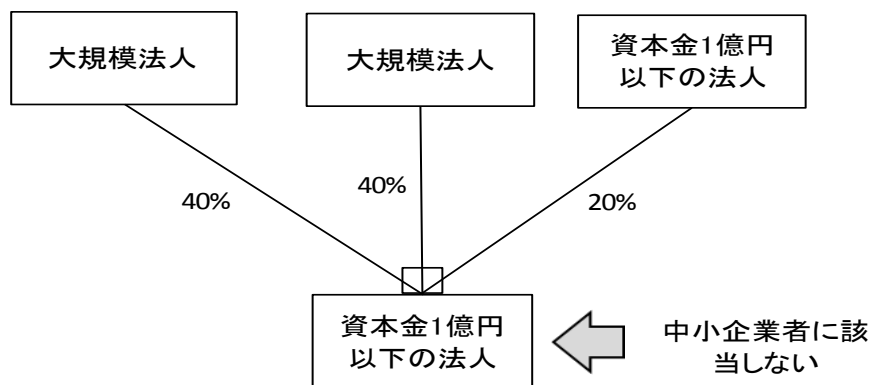
² 中小企業向けの租税特別措置とは、中小企業技術基盤強化税制(措法 42 の 4)、中小企業投資促進税制(措法 42 の 6)、及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法 67 の 5)などの制度をいう。いずれの制度も中小企業者等一定の法人に対する特例として、特別償却や特別税額控除を認める制度である。

³ 平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税からは、中小企業者から適用除外事業者(事業年度開始の前日 3 年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額が 15 億円を超える法人をいう(措法 42 の 4⑧六の二。))が除かれる(平成 29 年改正法附則 62①)。

〈①に該当する法人の例示〉



〈②に該当する法人の例示〉



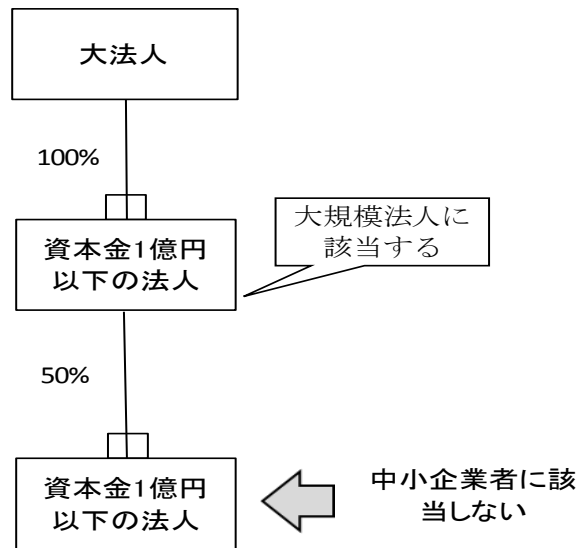
したがって、現行法の場合においては、たとえ資本金の額 1 億円以下の法人が、大法人(資本金の額が 5 億円以上である法人をいう。以下、同じ。)の 100%孫会社であり、大法人の信用力を背景として資金調達や事業規模の拡大等が可能である場合でも、その大法人の 100%子会社が大規模法人に該当していなければ、中小企業向け租税特別措置の適用はできないことになる。

3 改正後の場合における中小企業者

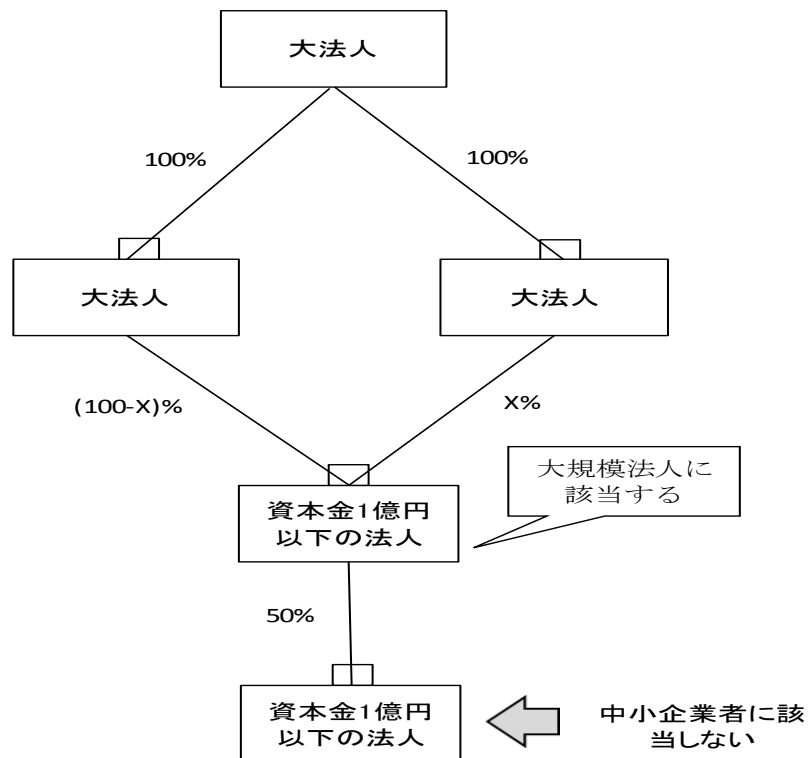
改正後の場合には、「大法人の 100%子法人」及び「100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人」も大規模法人に加えられるため⁴、例えば、その法人に発行済株式の総数の 2 分の 1 以上を保有されている法人は、中小企業者に該当しないことになる。

⁴ 大綱・前掲注 2・49 頁。

〈大法人の 100%子法人に発行済株式の総数の 2 分の 1 以上を保有されている法人〉



〈100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人に発行済株式の総数の 2 分の 1 以上を保有されている法人〉



4 おわりに

中小企業向けの租税特別措置は、特定の政策目的を推進する観点から、財務状況の脆弱な中小企業に対して、特別に支援を行うものである。この制度趣旨を鑑み、大法人並みの所得を超えて得ている中小企業を適用対象とすることは不相応であるとして、平成 29 年度税制改正で、中小企業者から適用除外事業者を除くという中小企業者の範囲を狭める改正がされている⁵。

平成 31 年度税制改正においても、中小企業向けの租税特別措置の制度趣旨を鑑み、大法人の支配下にある法人にまでこれらの制度を適用することは不相応として、本稿で解説した改正がされるものと考えられる。

なお、平成 29 年度税制改正における、中小企業者から適用除外事業者が除かれるという改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税から適用されるため、留意する必要がある。

⁵ 藤山智博他「平成 29 年版 改正税法のすべて」533 頁(大蔵財務協会、平成 29 年)。

中村 慈美 税 理 士 事 務 所

所長税理士 中村 慈美 〒 100-0004 所在地 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー6F TEL 03-6268-0462(代表) / FAX 03-6268-0463 e-mail info@nakayoshi-tax.com 事務所 HP http://www.nakayoshi-tax.com/index.html	税理士 松本 博帝 客員税理士 小松 誠志
--	--------------------------

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M&A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスをを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスをを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税／仮装の事実がないと認定した事例 平成16年5月19日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成21年3月31日回答 他
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成、ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件(申立審(東京地方裁判所)) 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」(商事法務)に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。